

# 立川市都市計画審議会 資料

## (諮問第2号関連)

立 川 市

案件審査会	令和2年2月18日
-------	-----------

## 目 次

### 諮問第2号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく ごみ焼却場の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書き許可について	.....	1
ごみ焼却場の計画・建築概要	.....	2
見取図（広域・付近）	.....	3~4
都市計画図（立川市・昭島市）	.....	5~7
配置図	.....	8
完成予想パース	.....	9

## 建築基準法第 51 条ただし書き許可について

### (1) 建築基準法第 51 条ただし書き許可とは

都市計画区域内において、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、「都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの」でなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし「特定行政庁が市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」については、建築することができることとなっています。

### (2) 立川市都市計画審議会への付議理由

今回計画の建築敷地は、「ごみ焼却場」として都市計画を決定した立川市域約 1.26ha に加え、隣接する昭島市域 1.17ha についても周辺地域への緩衝帯、緑地保全及び防災機能をもつオープンスペースなどとして一体的に活用することが不可欠となったため、昭島市域の約 1.17ha を含めた約 2.43ha としております。

計画の建物は「ごみ焼却場」に該当し、都市計画決定されていない昭島市域を含めごみ焼却場の建築敷地とするには、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要となり、特定行政庁が許可にあたり、都市計画審議会にその敷地の位置について都市計画上の支障の有無を付議するものです。

ごみ焼却場の計画

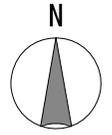
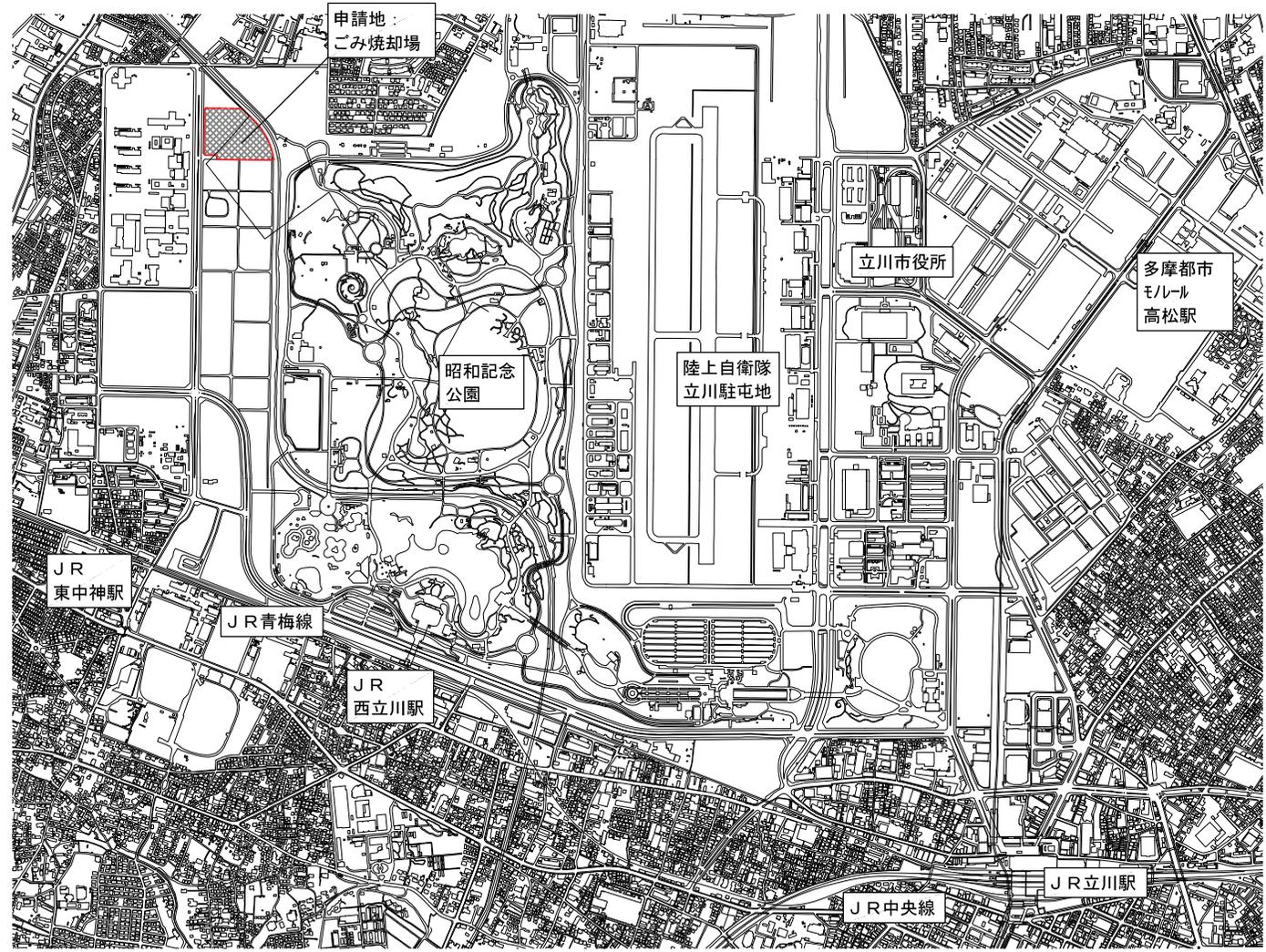
名 称	位 置	敷地面積	事業主体	処理能力等	備 考
立川市 ごみ焼却場	立川市泉町 2002 番地、 昭島市もくせいの杜 2 丁目 3 番 2 号、3 号及び 4 号	全体： 24,354.56 m <sup>2</sup> 立川市域： 12,666.26 m <sup>2</sup> 昭島市域： 11,688.30 m <sup>2</sup>	立川市	ごみ焼却能力 120 t / 日 (60 t / 日 × 2 炉)	

建築概要

名 称	事 項	備 考
立川市 ごみ焼却場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場棟（洗車場・渡り廊下 1・渡り廊下 2） ：鉄筋コンクリート造、鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 5 階 延べ面積 6,998.49 m<sup>2</sup></li> <li>・管理棟：鉄筋コンクリート造 地上 3 階 延べ面積 1,233.18 m<sup>2</sup></li> <li>・計量棟：鉄骨造 地上 1 階 延べ面積 184.62 m<sup>2</sup></li> <li>・東屋：鉄骨造 地上 1 階 延べ面積 9.00 m<sup>2</sup></li> </ul> 建築物の高さ：29.8m 敷地面積：24,354.56 m <sup>2</sup> （立川市域 12,666.26 m <sup>2</sup> 、昭島市域 11,688.30 m <sup>2</sup> ） 建築面積：4,384.91 m <sup>2</sup> （建築物全体） 延べ面積：8,425.29 m <sup>2</sup> （建築物全体）	

# 広域見取図

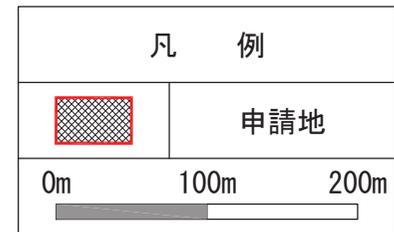
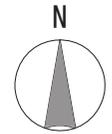
1/20000



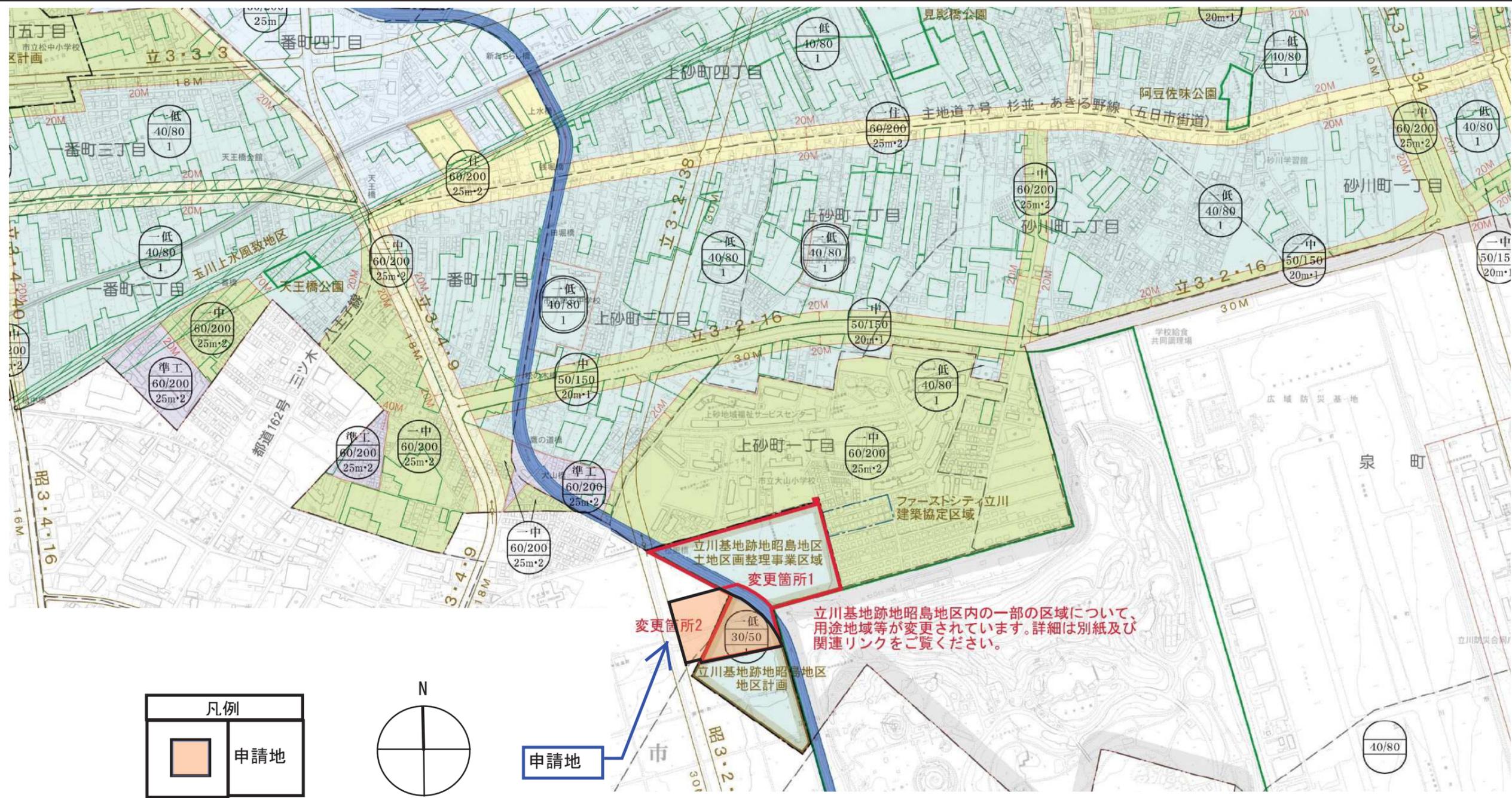
凡 例	
	申請地
0m <span style="float: right;">700m</span>	
	

# 付近見取図

1/5000

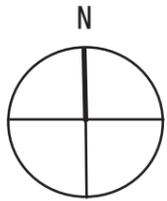


立川市都市計画図



立川基地跡地昭島地区内の一部の区域について、用途地域等が変更されています。詳細は別紙及び関連リンクをご覧ください。

凡例	
	申請地



申請地

設計者 一級建築士 第368112号 平澤英樹